

# I 富山県の情報公開制度の概要

## 1 情報公開制度の目的

富山県情報公開条例第1条において、富山県の情報公開制度の目的が明らかにされています。

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政についての県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報公開の総合的な推進を図り、もって県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進することを目的とする。

この条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する」上で、「県民の知る権利」を尊重し、「県の諸活動を県民に説明する責務」が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、「公文書の開示を請求する権利につき定めること等」を手段として、「情報公開の総合的な推進」を図り、「県民の理解と信頼の下に県民参加の開かれた県政を推進する」ことを目的としています。

## 2 公文書開示制度

公文書開示制度は、県民に、自ら必要とする情報を必要とするときにいつでも入手できるよう、県が保有する公文書の開示を求める権利を認め、これを制度的に保障していくところに大きな意義があります。また条例に適合した開示請求権の行使に対しては、実施機関は該当する公文書を開示するかどうかの決定をしなければならない義務を負うことになります。

制度の概要は、次のとおりです。

### (1) 実施機関

公文書開示制度は、県のすべての機関で実施しています。

- ①知事                      ②議会                      ③教育委員会                      ④選挙管理委員会
- ⑤人事委員会              ⑥監査委員                  ⑦公安委員会                      ⑧警察本部長
- ⑨労働委員会              ⑩収用委員会              ⑪海区漁業調整委員会              ⑫内水面漁場管理委員会
- ⑬県が設立した地方独立行政法人（富山県立大学）

### (2) 対象公文書

公文書開示請求の対象となるのは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、官報、公報等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものや県立図書館等で県民の利用に供することを目的として管理されているものについては、対象外としています。

### (3) 請求権者の範囲

公文書の開示請求は、「何人も」することができます。「何人」とは、どこに住んでいるかを問わず、また、日本国民のほか、外国人も含まれます。

#### (4) 請求の方法

公文書の開示請求は、公文書開示請求書に必要事項を記入し、次の情報公開窓口に提出して行います。郵送でも請求できます。また、請求書は県のホームページからもダウンロードできます

(<https://www.pref.toyama.jp/1103/kensei/kouhou/jouhoukoukai/kj00019160.html> 「関連ファイル」内)

なお、開示請求にあたっては、対象となる公文書の特定を容易にするためのご協力をお願いしています。

名 称	受付対象公文書	設置場所
情報公開総合窓口（以下「総合窓口」という。）	すべての実施機関の公文書	県庁東別館 2階
公安委員会・警察本部情報公開窓口（以下「警察等窓口」という。）	公安委員会及び警察本部長の公文書	警察本部庁舎 1階
議会・行政委員会等情報公開窓口	それぞれの実施機関の公文書	各実施機関内

#### (5) 開示・非開示等の決定

実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に開示をするかどうかの決定をし、請求者にその内容を通知します。ただし、請求のあった公文書が大量にあるなど事務処理上困難な場合は、その期間を延長することがあります。この場合、延長する期間やその理由を書面で通知します。

また、開示制度の適正かつ円滑な実施を図るため、原則として通知があった日から30日以内に公文書の開示を受けていただくようお願いしています。

#### (6) 非開示情報

公文書は、原則として開示ですが、次のように、例外的に開示されない情報があります。

- ① 法令秘情報（法律で公にすることができないと定められている情報など）
- ② 個人情報（特定の個人が識別される情報など）
- ③ 法人等情報（法人などの正当な利益を害するおそれのある情報など）
- ④ 公共の安全等情報（公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報）
- ⑤ 審議、検討等情報（県や国などの内部での審議、検討等を行うにあたり、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など）
- ⑥ 行政運営情報（県や国などが行う事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）

#### (7) 費用の負担

公文書の開示請求や閲覧等は無料ですが、写しの交付を希望する場合は実費を負担していただきます。

#### (8) 富山県情報公開審査会

次の事務を行うため、附属機関として「富山県情報公開審査会」を設置しています。

##### ○ 審査請求について調査審議する事務

情報公開審査会は、審査請求に対して慎重かつ公正な判断を行うために設置された附属機関で、学識経験者6人以内で組織され、実施機関からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。請求者が実施機関の非開示決定等に不服がある場合は、審査請求をすること

ができます。実施機関は、審査請求があった場合、原則として情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して審査請求について裁決又は決定を行います。

○ 情報公開制度に関する重要事項について意見を述べる事務

情報公開審査会は、情報公開制度に関する事項について、実施機関に対し、意見を述べることができます。

### (9) 他制度との調整

公文書であっても、公文書開示以外の制度で閲覧等が可能な場合については、これらの制度等との調整を図るため、公文書開示はしないこととなっています。

## 3 情報提供施策及び公表制度の拡充

各実施機関では、県民が県政に関する情報を正確で分かりやすく、しかも迅速・簡単に得られるように、次のことに努めることとなっています。

- ① 県民の情報ニーズを的確に把握し、正確で分かりやすい情報の積極的な提供
- ② 広報活動の積極的な推進、行政資料の目録の整備、閲覧施設の充実、情報の所在案内などの情報提供施策の拡充
- ③ 主要な施策などの情報公表制度の拡充

この制度は、情報を分かりやすく加工して、多くの県民に理解しやすい形で提供ができるなどの特長があり、「公文書開示制度」の限界を補う弾力的な機能があります。

情報化社会の中で県民の多様なニーズに応じていくためには、それぞれの施策の特長を生かし、両者があいまって十分に機能するシステムを作り、運用していく必要があります。

## 4 出資法人の情報公開

### (1) 情報公開

出資法人（①富山県道路公社、②県の出資割合が50%以上の法人、③県及び左記②の法人の出資割合が50%以上の法人をいう。以下同じ。）は、自ら情報公開に関する規程を定め、県に準じた情報公開に努めています。

### (2) インターネットによるディスクロージャー

出資法人の最新の業務及び財務等に関する資料について、インターネットによるディスクロージャー（情報提供）を実施しています。

## 5 指定管理者の情報公開

県の公の施設の管理を行う指定管理者が、当該公の施設の管理に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう、知事は当該指定管理者に対して指導に努めています。

## Ⅱ 令和4年度の情報公開の実施状況

### 1 情報公開の利用概況

令和4年度における情報公開制度の利用件数は、全体で5,615件でした。

利用の内訳は、公文書の開示請求が5,341件、行政資料の閲覧等が274件です。

また、利用者数は1,225人、そのうち開示請求者数は420人となっています。

これを前年度と比較すると、公文書の開示請求が1,226件の増、行政資料の閲覧等が179件の減となっています。また、利用者数は216人の増、開示請求者数は56人の増となっています。

利用件数の構成では、公文書の開示請求が95.0%（前年度90.0%）、行政資料の閲覧等が5.0%（同10.0%）となっています。

なお、制度実施以来の利用件数の総計は、全体で500,948件、内訳は、公文書の開示請求が383,325件、行政資料の閲覧等が117,623件となっています。

#### ・利用件数と利用の内訳

区分	合計 (件)	利用の内訳 (件)		利用者数(人)		
		公文書 開示請求	行政資料 の閲覧等	(延数)	うち開示 請求者数	
総合 窓口	令和4年度	5,434	5,187	247	927	280
	令和3年度	4,440	3,994	446	814	261
	令和2年度	5,561	4,909	652	921	226
	令和元年度	6,307	5,646	661	909	376
	平成30年度	6,656	5,908	748	1,018	548
	平成29年度	6,279	5,427	852	1,199	689
	平成28年度	6,395	5,519	876	1,218	637
	平成27年度	8,197	7,256	941	1,286	602
	平成26年度	4,912	3,888	1,024	1,411	391
	平成25年度	8,616	7,570	1,046	1,653	370
	平成24年度	9,365	7,613	1,752	1,899	357
	平成23年度	10,941	8,774	2,167	2,401	355
	14～22	310,955	285,720	25,235	36,188	6,400
	62～13	54,156	19,581	34,575		
	計	448,214	376,992	71,222	51,844	11,492
公文書 館窓口	14～17	10,429	469	9,960	16,539	220
	62～13	31,982	637	31,345	55,768	—
	計	42,411	1,106	41,305	72,307	220

区 分	合 計 (件)	利用の内訳 (件)		利用者数(人)		
		公文書 開示請求	行政資料 の閲覧等	(延数)	うち開示 請求者数	
警察等 窓 口	令和4年度	181	154	27	298	140
	令和3年度	128	121	7	195	103
	令和2年度	209	186	23	211	133
	令和元年度	221	194	27	314	161
	平成30年度	231	204	27	281	168
	平成29年度	168	159	9	107	61
	平成28年度	102	86	16	107	61
	平成27年度	54	53	1	104	52
	平成26年度	63	35	28	81	34
	平成25年度	104	23	81	91	23
	平成24年度	63	16	47	71	16
	平成23年度	119	80	39	87	40
	14～22	8,680	3,916	4,764	4,996	209
	計	10,323	5,227	5,096	6,943	1,201
合 計	令和4年度	5,615	5,341	274	1,225	420
	令和3年度	4,568	4,115	453	1,009	364
	令和2年度	5,770	5,095	675	1,132	359
	令和元年度	6,528	5,840	688	1,223	537
	平成30年度	6,887	6,112	775	1,299	716
	平成29年度	6,447	5,586	861	1,306	750
	平成28年度	6,497	5,605	892	1,325	698
	平成27年度	8,251	7,309	942	1,390	654
	平成26年度	4,975	3,923	1,052	1,492	425
	平成25年度	8,720	7,593	1,127	1,744	393
	平成24年度	9,428	7,629	1,799	1,970	373
	平成23年度	11,060	8,854	2,206	2,488	395
	14～22	330,064	290,105	39,959	57,723	6,829
	62～13	86,138	20,218	65,920	55,768	0
計	500,948	383,325	117,623	131,094	12,913	

注：公文書館窓口は平成18年4月1日廃止

・月別利用件数の推移

(単位：件)

区 分	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	合計
総合窓口	157	239	243	986	302	235	1,421	206	225	1,049	126	245	5,434
警察等窓口	21	10	11	11	15	15	12	22	14	19	20	11	181
合 計	178	249	254	997	317	250	1,433	228	239	1,068	146	256	5,615

## 2 公文書開示請求の状況

### (1) 公文書開示請求件数

令和4年度の公文書の開示請求は、全体で5,341件（請求者数420人）でした。昨年に比べて件数で1,226件の増、請求者数で56人の増となっています。

窓口別では、総合窓口での請求件数が5,187件（請求者数280人）、警察等窓口での請求件数が154件（請求者数140人）となっています。

実施機関別にみると、知事に対するものが4,684件（前年度3,184件）と最も多く、次いで教育委員会に対するものが394件（同692件）、警察本部長に対するものが145件（同118件）となっています。

また、知事の部局別では、厚生部が3,525件と最も多く、次いで農林水産部が470件、土木部が242件などとなっています。

### ・ 公文書開示請求件数の実施機関・部局別内訳 (単位：件)

実施機関		R4年度	R3年度	実施機関	R4年度	R3年度
知事部局	知事政策局	37	23	企業局	20	29
	危機管理局	26	18	議会	11	20
	地方創生局	45	16	教育委員会	394	692
	交通政策局	17	—	公安委員会	9	3
	経営管理部	201	174	警察本部長	145	118
	生活環境文化部	59	34	選挙管理委員会	47	28
	厚生部	3,525	2,071	監査委員	11	12
	商工労働部	34	41	人事委員会	6	18
	農林水産部	470	570	労働委員会	4	6
	土木部	242	226	収用委員会	3	0
	出納局	28	11	富山海区漁業調整委員会	3	0
	小計	4,684	3,184	内水面漁場管理委員会	3	0
				県立大学	1	5
			合計	5,341	4,115	

### (2) 公文書開示請求に対する決定等の状況

請求に対する決定を行った5,341件の公文書の決定等の内訳は、全部開示が3,969件、部分開示が1,034件、非開示が277件（うち不存在が255件）、その他（取下げ）が61件となっています。

請求に対する開示率（不存在及びその他を除く。）は、部分開示を含めると99.6%（前年度99.9%）で、全部開示の比率では79.0%（同67.7%）となっています。

・公文書開示請求に対する決定等の状況

(単位：件)

開示	部分開示	非開示	請求に対する決定等の内容		その他	合計
			不存在	存否応答拒否等		
3,969	1,034	277	255	22	61	5,341

注：「存否応答拒否等」には存否応答拒否によるもの以外に、条例等の規定による非開示を含む

なお、「その他」の61件は請求が取り下げられたもの

・公文書開示請求件数の実施機関・部局別内訳（令和4年度）

実施機関・部局	請求件数	請求に対する決定等の内容						
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否等	その他	
知事部局	知事政策局	37	2	22	13	13	0	0
	危機管理局	26	6	8	11	11	0	1
	地方創生局	45	5	26	13	13	0	1
	交通政策局	17	1	3	12	12	0	1
	経営管理部	201	37	134	29	21	8	1
	生活環境文化部	59	11	36	6	5	1	6
	厚生部	3,525	3,280	182	56	54	2	7
	商工労働部	34	10	4	13	12	1	7
	農林水産部	470	395	56	11	11	0	8
	土木部	242	101	105	19	19	0	17
	出納局	28	9	5	14	13	1	0
	小計	4,684	3,857	581	197	184	13	49
企業局	20	8	5	7	7	0	0	
議会	11	6	0	4	4	0	1	
教育委員会	394	63	310	17	13	4	4	
公安委員会	9	1	0	8	8	0	0	
警察本部長	145	13	103	23	18	5	6	
選挙管理委員会	47	9	32	5	5	0	1	
監査委員	11	7	0	4	4	0	0	
人事委員会	6	2	2	2	2	0	0	
労働委員会	4	1	0	3	3	0	0	
収用委員会	3	0	0	3	3	0	0	
富山海区漁業調整委員会	3	1	0	2	2	0	0	
内水面漁場管理委員会	3	1	0	2	2	0	0	
県立大学	1	0	1	0	0	0	0	
合計	5,341	3,969	1,034	277	255	22	61	

・開示率（令和4年度）

開示率	全部開示率
99.6%	79.0%

$$\text{開示率} = \frac{\{\text{請求} - \text{非開示} - \text{その他}\}}{\{\text{請求} - (\text{不存在} + \text{存否応答拒否}) - \text{その他}\}}$$

$$\text{全部開示率} = \frac{\{\text{請求} - \text{部分開示} - \text{非開示} - \text{その他}\}}{\{\text{請求} - (\text{不存在} + \text{存否応答拒否}) - \text{その他}\}}$$

・公文書開示請求に対する決定状況の年次推移

区分	開示	部分開示	非開示	非開示		その他	合計	開示率
				不存在	存否応答拒否			
令和4年度	3,969	1,034	277	255	3	61	5,341	99.6
令和3年度	2,592	1,234	216	213	0	73	4,115	99.9
令和2年度	2,583	2,288	191	181	1	33	5,095	99.8
令和元年度	4,763	818	222	188	1	37	5,840	99.4
14～30年度	50,149	275,384	16,077	5,561	45	1,106	342,716	96.9
合計	64,056	280,758	16,983	6,398	50	1,310	363,107	97.0
構成比	17.6	77.3	4.7	1.8	0.0	0.4		

区分	開示	部分開示	非開示	不存在	その他	合計	開示率
62～13年度	6,111	13,689	93	238	87	20,218	99.5
構成比	30.2	67.7	0.5	1.2	0.4		

注：平成14年4月からの改正情報公開条例の施行に伴い、「不存在」と「存否応答拒否」を非開示決定の中に含めることとしたため、平成14年度以降とそれより前の年度とを区別している。

・部分開示及び非開示（不存在、存否応答拒否を除く。）の理由別内訳

理由	令和4年度		令和3年度		令和2年度		14～令和元年度		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
法令秘情報	3	0.2	5	0.2	2	0.0	292	0.1	302	0.1
個人情報	939	53.3	1,009	48.2	2,183	51.5	289,121	57.0	293,252	56.9
法人等情報	429	24.3	391	18.7	439	10.4	112,028	22.1	113,287	22.0
公共の安全等情報	22	1.2	83	4.0	186	4.4	22,619	4.5	22,910	4.4
審議、検討等情報	36	2.0	2	0.1	654	15.4	3,472	0.7	4,164	0.8
行政運営情報	334	18.9	602	28.8	774	18.3	79,735	15.7	81,445	15.8
合計	1,763		2,092		4,238		507,267		515,360	

62～13年度								
理由	件数	構成比	理由	件数	構成比	理由	件数	構成比
法令秘情報	0	0.0	犯罪捜査、予防関係情報	1	0.0	国等関係情報	95	0.6
個人情報	9,334	56.0	意思決定過程情報	81	0.5	合議制機関等関係情報	19	0.1
法人等情報	4,425	26.6	行政運営情報	2,699	16.2	合計	16,654	

注1：1件の公文書であっても、非開示の理由が2つ以上あるものは、それぞれの件数を集計しているため、合計が「公文書開示請求に対する決定状況の年次推移」の表の非開示・部分開示の計と一致しない。

注2：改正情報公開条例の施行に伴い、「犯罪捜査、予防関係情報」、「意思決定過程情報」、「国等関係情報」、「合議制機関等関係情報」に係る非開示条項が削除されるとともに、「公共の安全等情報」、「審議、検討等情報」に係る非開示条項が新設されたため、平成14年度以降とそれより前の年度とを区別している。



### 3 公文書開示請求に係る審査請求の処理状況

令和4年度は公文書開示請求に係る新たな審査請求は7件でした。

なお処理状況の詳細は、次のとおりとなっています。

審査請求 年 月 日	審査請求事案	実施機関	処理状況 ※令和5年3月31日時点		
			諮問	答申等	裁決
R3.8.5	畜産試験場、森林研究所が保有している令和3年4月1日時点の備品使用簿及び小型特殊自動車の取得申請時に発行された「標識交付証明書」の部分開示決定処分に係る審査請求	知事 (農林水産企画課)	R4.1.31	R4.4.13	棄却
R3.8.16	農林水産総合技術センターが農総技第171号(令和3年1月14日)及び農総技第227号(令和3年3月16日)の請求内容で対象となる資料が存在しているにもかかわらず開示しなかった分の一切の資料の部分開示決定処分に係る審査請求	知事 (農林水産企画課)	R3.12.13	R4.4.13	棄却
R3.8.24	農総技第181号(令和3年1月26日)の請求内容で対象となる資料が存在しているにもかかわらず開示しなかった一切の資料の部分開示決定処分に係る審査請求	知事 (農林水産企画課)	R4.1.4	R4.4.13	棄却
R3.11.17	新型コロナワクチン副反応疑い報告書の部分開示決定処分に係る審査請求	知事 (健康対策室)	R4.5.16	R4.12.12	一部認容
R4.2.7	富山県が所有する富富富の原種生産計画、実績、出荷・販売に係る資料の部分開示決定処分に係る審査請求	知事 (農林水産企画課)	R4.5.11	R4.9.2	棄却
R4.2.8	富山県農林水産総合技術センターが作成した、富山県文書管理規程「第7章公文書の廃棄及び移管」の規定に従って作成した資料の廃棄を行った際に廃棄業者へ引き渡した日がわかる資料の非開示決定処分に係る審査請求	知事 (農林水産企画課)	R4.5.31	R4.9.2	棄却
R4.3.15	公文書開示請求者本人の氏名を記載した公文書を開示したことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求	知事 (人事課)	R4.7.5	R4.12.12	棄却
R4.3.28	県職員が起こした人身事故の懲戒処分に係る資料の部分開示決定処分に係る審査請求	知事 (人事課)	R4.7.5	R5.2.6	認容
R4.3.28	労働安全衛生法第45条違反により県に是正勧告が出されたことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求事案	知事 (人事課)	R4.7.5	—	—

審査請求 年 月 日	審査請求事案	実施機関	処理状況 ※令和5年3月31日時点		
			諮問	答申等	裁決
R4. 3. 28	「物品不用決定・処分伺」に記載されている原種、原原種（水稻）の堆肥散布に係る資料の開示決定処分に係る審査請求	知事 (農林水産企画課)	R4. 7. 5	R5. 2. 6	棄却
R4. 3. 28	「物品不用決定・処分伺」に記載されている原種、原原種（水稻）の廃棄に係る資料及び堆肥散布に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求	知事 (農林水産企画課)	R4. 7. 5	R5. 2. 6	棄却
R4. 4. 26	じん肺健康管理実施状況報告の非開示決定処分に係る審査請求	知事 (労働政策課)	R4. 8. 9	R5. 2. 17	棄却
R4. 4. 27	富山県内の製薬会社及びその関係会社の労使関係を調査した書類に関する審査請求	知事 (労働政策課)	—	—	取下げ
R4. 5. 14	産業医・衛生管理者が労働安全衛生法に基づいて実施した巡視の状況又は結果がわかる資料の非開示決定処分に係る審査請求	知事 (人事課)	R4. 9. 2	R5. 2. 17	棄却
R4. 6. 12	富山労働基準監督署が県に発出した是正勧告書について知事が懲戒処分の検討は必要ないと指示または決定したことに関する資料の非開示決定処分に係る審査請求事案	知事 (農林水産企画課)	R4. 11. 4	—	—
R4. 6. 14	労働安全衛生法第45条違反により県に是正勧告が出されたことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求事案	知事 (農林水産企画課)	R4. 11. 4	—	—
R4. 6. 16	2022年1月1日～1月31日までに富山県教育委員会管轄のすべての機関および教育長以下すべての職員が県立学校および県立学校教職員に発信、発送配布した通知、事務連絡メール本文などすべての文書のうち、富山県高等学校教職員組合に提供されていないすべての文書の開示請求に対する部分開示決定処分に係る審査請求事案	教育委員会 (教育企画課)	—	—	却下
R4. 7. 13	2022年2月1日から3月31日までに富山県教育委員会管轄のすべての機関および教育長以下すべての職員が県立学校および県立学校教職員に発信、配布した文書のうち、富山県高等学校教職員組合に提供されていないすべての文書の開示請求に対する部分開示決定処分に係る審査請求事案	教育委員会 (教職員課)	R5. 3. 27	—	—

#### 4 情報公開審査会の開催状況

令和4年度は、審査請求に係る諮問事案の審議等を行うため、9回開催しました。

審査会	開催日	議 題
第181回	R4. 4. 13	畜産試験場、森林研究所が保有している令和3年4月1日時点の備品使用簿及び小型特殊自動車の取得申請時に発行された「標識交付証明書」の部分開示決定処分に係る審査請求  農林水産総合技術センターが農総技第171号（令和3年1月14日）及び農総技第227号（令和3年3月16日）の請求内容で対象となる資料が存在しているにもかかわらず開示しなかった分の一切の資料の部分開示決定処分に係る審査請求  農総技第181号（令和3年1月26日）の請求内容で対象となる資料が存在しているにもかかわらず開示しなかった一切の資料の部分開示決定処分に係る審査請求
第182回	R4. 6. 29	富山県が所有する富富富の原種生産計画、実績、出荷・販売に係る資料の部分開示決定処分に係る審査請求  富山県農林水産総合技術センターが作成した、富山県文書管理規程「第7章公文書の廃棄及び移管」の規定に従って作成した資料の廃棄を行った際に廃棄業者へ引き渡した日がわかる資料の非開示決定処分に係る審査請求  新型コロナワクチン副反応疑い報告書の部分開示決定処分に係る審査請求
第183回	R4. 8. 3	同上
第184回	R4. 9. 2	同上
第185回	R4. 10. 3	新型コロナワクチン副反応疑い報告書の部分開示決定処分に係る審査請求  公文書開示請求者本人の氏名を記載した公文書を開示したことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求  県職員が起こした人身事故の懲戒処分に係る資料の部分開示決定処分に係る審査請求
第186回	R4. 11. 7	新型コロナワクチン副反応疑い報告書の部分開示決定処分に係る審査請求  公文書開示請求者本人の氏名を記載した公文書を開示したことに対する懲戒処分に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求  県職員が起こした人身事故の懲戒処分に係る資料の部分開示決定処分に係る審査請求  「物品不用決定・処分伺」に記載されている原種、原原種（水稻）の堆肥散布に係る資料の開示決定処分に係る審査請求  「物品不用決定・処分伺」に記載されている原種、原原種（水稻）の廃棄に係る資料及び堆肥散布に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求
第187回	R4. 12. 12	同上

審査会	開催日	議 題
第188回	R5. 1. 12	<p>県職員が起こした人身事故の懲戒処分に係る資料の部分開示決定処分に係る審査請求</p> <p>「物品不用決定・処分伺」に記載されている原種、原原種（水稻）の堆肥散布に係る資料の開示決定処分に係る審査請求</p> <p>「物品不用決定・処分伺」に記載されている原種、原原種（水稻）の廃棄に係る資料及び堆肥散布に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求</p> <p>じん肺健康管理実施状況報告の非開示決定処分に係る審査請求</p> <p>産業医・衛生管理者が労働安全衛生法に基づいて実施した巡視の状況又は結果がわかる資料の非開示決定処分に係る審査請求</p>
第189回	R5. 2. 6	同上

## 5 情報提供及び公表の状況

### (1) 情報提供施策の概況

情報公開を総合的に展開していくためには、公文書開示制度の適切な運用を図るとともに、県民が簡単に、かつ、分かりやすい形で県政に関する情報を知ることができるよう情報提供施策を充実していくことも重要です。

また、県民の求めによらずとも、県が自ら主要な施策等に関する情報を公表することは、県政に対する県民の理解を求めらるうえで大きな意義があります。

総合窓口では、情報提供施策として次のことを実施しているほか、警察等窓口においても、公表された情報を収集して窓口置き、県政情報の提供に努めています。

- ・ 県が保有する行政資料の収集、配架及び閲覧、複写等による提供
- ・ 行政資料の目録の整備、OA機器を利用した行政資料の検索及び所在、作成状況等の案内
- ・ 県の歴史や県政に関する資料等の提供、案内
- ・ 県議会議事録のOA機器を利用した提供
- ・ 県が報道機関に対して提供した県政に関する主要な情報の収集、管理、OA機器による提供
- ・ 県政に関する情報の所在案内や相談の受付

### (2) 行政資料の提供

県が発行し、または県が収集した各種の統計書、年報、要覧、広報紙、計画書、事業概要書等の印刷刊行物等の行政資料を、総合窓口、高岡・魚津・砺波の各地方県民相談室に配架しています。これらの資料については自由に閲覧することができます。

資料の管理にはコンピュータを利用しており、資料1点ごとに資料の名称、概要、作成状況等のデータを入力し、相談を受けた資料の検索や内容の案内を行っています。

#### ① 収集状況

行政資料の収集点数は令和5年3月31日現在で23,418点となっています。これを県の行っている事務事業の分野別に分類すると、「統計」が最も多く、全体の18.6%を占めています。次いで「農林水産業」が9.3%、「教育」が8.6%、「税・財政」が8.3%、「総合行政」が7.9%などとなっています。

令和4年度は行政資料を158点収集しましたが、今後とも資料収集に努め、情報提供施策の充実を図っていくこととしています。

#### ② 利用状況

令和4年度の行政資料の閲覧件数は、全体で272件でした。

また、閲覧件数を窓口別にみると、総合窓口が246件、警察等窓口が26件となっています。

利用の内容（総合窓口に限る）を資料の分野別にみると、幅広い分野にわたっての利用がみられますが、その中でも「土木・建設」が特に多く、次いで「教育」などが多くみられます。

・行政資料の収集状況

(単位：件、%)

分類	資料点数	比率	分類	資料点数	比率
総記	910	3.9	資源・エネルギー	185	0.8
総合行政	1,854	7.9	土地・地域開発	495	2.1
議会・選挙	461	2.0	土木・建設	992	4.2
統計	4,380	18.6	農林水産業	2,179	9.3
行政管理	423	1.8	商工業	924	3.9
税・財政	1,932	8.3	労働	724	3.1
生活・福祉	1,704	7.3	交通・運輸・通信	228	1.0
環境	812	3.5	教育	2,025	8.6
防災・公安	834	3.6	文化・スポーツ・観光	996	4.3
保健・衛生	1,360	5.8	合計	23,418	100.0

・行政資料の閲覧件数

(単位：件)

区分	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	合計
総合窓口	24	43	23	16	13	16	11	36	25	10	12	17	246
警察等窓口	2	1	1	1	2	5	3	2	2	2	2	3	26
計	26	44	24	17	15	21	14	38	27	12	14	20	272

・行政資料の利用例（総合窓口分のみ）

(単位：件、%)

区分	件数	比率	主な利用例
総記	3	1.2	富山県報 宗教法人台帳など
総合行政	1	0.4	実施状況報告書
議会・選挙	0	0.0	
統計	1	0.4	保健統計年報
行政管理	0	0.0	
税・財政	3	1.2	富山県予算に関する説明書 市町村予算書など
生活・福祉	8	3.3	NPO法人決算書 定款など
環境	0	0.0	
防災・公安	0	0.0	
保健・衛生	0	0.0	
資源・エネルギー	0	0.0	
土地・地域開発	5	2.0	土地区画整理図 測量平面図など
土木・建設	81	32.9	指名通知書・入札調書 経営事項審査結果通知書 建設業許可業者名簿 道路台帳 積算内訳書など
農林水産業	4	1.6	富山県農業改良普及事業記念誌 換地計画書管理番号簿 土地改良区名簿など
商工業	2	0.8	大規模小売店舗立地法届出資料 元気企業応援宣言
労働	0	0.0	
交通・運輸・通信	0	0.0	
教育	138	56.1	富山県公立学校教員採用選考検査など
文化・スポーツ・観光	0	0.0	
その他	0	0.0	
合計	246		

### (3) 行政資料等の写しの提供

総合窓口及び警察等窓口では行政資料等の写しの提供も行っています。写しの提供に当たっては、依頼者に実費の負担をお願いしています。

#### ・行政資料等の複写料の実績

(単位：件、円)

区分		R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月
総合窓口	件数	58	89	70	64	47	54
	金額	28,110	57,320	30,980	36,050	14,530	102,730
警察等 窓口	件数	6	10	8	9	12	12
	金額	130	1,580	150	600	790	1,210
合計	件数	64	99	78	73	59	66
	金額	28,240	58,900	31,130	36,650	15,320	103,940

区分		10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	合計
総合窓口	件数	49	91	61	36	50	55	724
	金額	66,280	39,160	27,140	19,790	23,940	28,590	474,620
警察等 窓口	件数	13	10	13	13	11	14	131
	金額	350	180	1,430	1,160	200	1,670	9,450
合計	件数	62	101	74	49	61	69	855
	金額	66,630	39,340	28,570	20,950	24,140	30,260	484,070

### (4) 公表情報の提供

県では、主要な施策等に関する情報を逐次県民に公表し、県政に対する理解を求めよう努めています。公表の方法としては、印刷刊行物によるもの、県報への登載によるもの等様々ですが、情報の種類に応じて適切な方法を用いて事務を担当する機関、所属から公表が行われています。

情報公開総合窓口では、公表された情報を収集し、これを窓口配置することにより、より多くの県民にこれらの情報が普及し、理解されるよう努めています。

窓口配置されている情報は、公表の形態別にみると次のとおりです。

- ・ 県報に登載されたもの
- ・ 広報紙によるもの
- ・ 印刷刊行物によるもの
- ・ 報道機関への発表によるもの

## 6 出資法人の情報公開の状況

### (1) 情報公開の状況

平成15年4月から、総合窓口において出資法人（23法人）の情報公開規程を備え付け、問い合わせ等への対応を行っています。

### (2) インターネットによるディスクロージャーの状況

平成14年4月から、各出資法人において、業務及び財務に関する資料等（定款又は寄附行為、役員名簿、事業報告書、収支計算書等）をインターネットにより公開しています。